

内閣府

○総務省令第七号

文部科学省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

文部科学大臣 萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(電子情報処理組織による申請等) 第八十七條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)(第三条第五号)に規定する書面等をいう。以下同じ。)(により組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第八十九條第一項において同じ。)(に申請等(情報通信技術活用法第三条第八号)に規定する申請等をいう。以下同じ。)(を行う場合には、電子情報処理組織(組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)(を使用して行うことができる。)</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録(情報通信技術活用法第三条第七号)に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)(により行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等(情報通信技術活用法第三条第六号)に規定する署名等をいう。以下同じ。)(に代えるものとする。 (電子情報処理組織による処分通知等) 第八十八條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合が書面等により組合員に処分通知等(情報通信技術活用法第三条第九号)に規定する処分通知等をいう。以下同じ。)(を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 [2・3 略]</p> <p>(電磁的記録による作成等) 第八十九條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合が作成等(情報通信技術活用法第三条第十一号)に規定する作成等をいう。次項において同じ。)(を行う場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等) 第八十七條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合員及び給与支給機関が書面等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信利用法」という。)(第二条第三号)に規定する書面等をいう。以下同じ。)(により組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七條第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条第一項及び第八十九條第一項において同じ。)(に申請等(情報通信利用法第二条第六号)に規定する申請等をいう。以下同じ。)(を行う場合には、電子情報処理組織(組合、組合員及び給与支給機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)(を使用して行うことができる。)</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、電磁的記録(情報通信利用法第二条第五号)に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)(により行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合には、暗証番号及び識別番号を電子計算機に入力することにより署名等(情報通信利用法第二条第四号)に規定する署名等をいう。以下同じ。)(に代えるものとする。 (電子情報処理組織による処分通知等) 第八十八條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合が書面等により組合員に処分通知等(情報通信利用法第二条第七号)に規定する処分通知等をいう。以下同じ。)(を行う場合には、電子情報処理組織を使用して行うことができる。 [2・3 同上]</p> <p>(電磁的記録による作成等) 第八十九條 法、令及びこの命令の規定に基づき組合が作成等(情報通信利用法第二条第九号)に規定する作成等をいう。次項において同じ。)(を行う場合には、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。</p> <p>[2 同上]</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。